

令和5年度 大牟田市低所得者支援給付金について

<趣旨>

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者（住民税非課税世帯等）に対し給付金を支給するもの。

<対象世帯>

令和5年6月1日（基準日）における住民登録において、同一の世帯に属する全員が、令和5年度住民税非課税である世帯

(注意)

※課税となるような所得があるのに申告をしていない人が、同一世帯の中にいる場合は受け取れません。

※確認書の確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

※意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象外です。

<給付額> 1世帯あたり3万円 ※受給には手続きが必要です。

<給付金の受取方法> 原則、金融機関口座への振込となります。

金融機関の口座がない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方などは、現金での受け取りもできますが口座振込よりも遅くなります。ご了承ください。

<受給するための手続き> 原則、手続きは郵送とします。

同封している「記載例」を参考に、「低所得者支援給付金支給要件確認書」（クリーム色の用紙）に必要事項を記入の上、**返信用封筒で返信**してください。

確認書の書き方がわからない場合、やむを得ず持参される場合などは、大牟田市低所得者支援給付金コールセンターまでお問い合わせください。

(お問い合わせ) 大牟田市低所得者支援給付金コールセンター

TEL 050-3616-2930

《平日の9:00~17:00》

<支給日>

確認書の受付から概ね1か月後に指定された口座に振り込みます。

給付金の支給が決まりましたら、支給決定通知（ハガキ）を送ります。

<確認書の提出期限> **令和5年10月2日（月）必着**

注意！！ 期限までに、確認書の提出がない場合は、給付金の受給を辞退したことになります。

